

小型船舶への海の事故防止啓発活動を始めました

夏到来を感ずる平成29年6月1日(木)、姫路港内に係留されているプレジャーボート等の小型船舶を対象に、今年もライフジャケットの着用や、出港前の点検、見張りの徹底を呼びかけるリーフレットを係留船舶のロープ等に取り付ける海の事故防止啓発活動を始めました。

当日の活動には、国土交通省神戸運輸監理部姫路海事事務所職員、海上安全指導員、更には姫路海上保安部においてトライやる・ウィーク(職場体験学習)に取り組んでいる姫路市立大的中学校の2年生にも参加していただき、合計40隻の小型船舶にリーフレットを取り付けました。

この模様は、テレビ局や新聞社の取材によりテレビニュースとして放映されるとともに新聞にも掲載され、広く紹介されました。

姫路海上保安部では、機会あるごとに海の事故防止を広く呼びかけ、地元播磨灘の安全安心に向けた取り組みを続けてまいります。

「海の事故防止」よろしくお願いします！



テレビ取材中！！

海上保安庁ってこんなこともするんだ・・・



リーフレット

ライフジャケット着用しよう

ライフジャケット着用者

1464人

ライフジャケット未着用者

1264人

● 生存者 ● 死者・行方不明者

『ライフジャケット未着用者は着用者の4倍の死亡率!』
(過去5年間の船舶からの海中転落者 平成28年海上保安庁調べ)

携帯・パソコンによる情報サービス

スマホ・タブレットによる情報サービス

海の事件事故は118番へ

姫路海上保安部
お問い合わせ先: 079 (231) 6065 (交通課)

加古川海上保安署
お問い合わせ先: 079 (435) 0571

協賛 (公財)海上保安協会姫路支部
(公財)海上保安協会東播磨支部

「船長の遵守事項」

酒酔い等操縦の禁止
(酒酔い状態等での操縦の禁止)

免許者の自己操縦
(港内や航路内(水上オートバイは全域)での自己操縦)

危険操縦の禁止
(遊泳者等付近での疾走等の禁止)

ライフジャケットの着用
(子供や水上オートバイ乗船者、一人で漁をする者のライフジャケットの着用に加え**小型船舶の船室以外の甲板上にいる者全員の着用が義務化**)

発航前の点検の実施
見張りの実施

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室以外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります。

上記違反については、平成34年2月1日以降、違反2点が付きます。

違反事項違反点数

| 違反の内容 | 点数 | 死亡事故を伴う場合 |
|-------|----|-----------|
| | 3 | 6 |
| | 2 | 5 |

行政処分基準

| | | 過去1年以内の違反累積点数 | | | |
|-------------|---|---------------|------------|------------|------------|
| | | 3点 | 4点 | 5点 | 6点 |
| 過去3年以内の処分前歴 | 無 | 処分の対象外 | | 業務停止 1月 | 業務停止 2月 |
| | 有 | 業務停止 3月 | 業務停止 4月 | 業務停止 5月 | 業務停止 6月 |